

建設業許可の手引き

高知県土木部土木政策課

令和8年9月改訂版

目次

1	建設業の許可とは	1
	(1) 建設業とは	1
	(2) 許可を必要とする方	1
	(3) 許可を受けなくてもできる工事	2
	(4) 知事許可と大臣許可	2
	(5) 許可の区分	2
	(6) 許可の有効期限	3
2	許可を受けるための要件	3
3	許可を受けるまでの手続き	7
4	許可を受けたあとの手続き	18
5	標識の掲示	25
6	請負契約の締結	25
7	工事現場における技術者の配置	25
8	建設業許可と浄化槽工事業	27
9	建設業許可と解体工事業	27

1 建設業の許可とは

(1) 建設業とは

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

委託、雇用、委任など使用される名義のいかんを問わず、実質的に報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約はすべて建設工事の請負契約とみなされます。（建設業法（以下「法」という。）第2条第2項）

(2) 許可を必要とする方

次に掲げる建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、元請負人として施工するか下請負人として施工するか、又、法人であるか個人であるかを問わず、建設業法の規定に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。（法第3条第1項）

建築一式工事	・ 工事1件の請負代金の額が、1,500万円以上の工事 ・ 木造住宅工事の場合は、工事1件の請負代金の額が、1,500万円以上、かつ、延べ面積が150㎡以上の工事
建築一式工事以外の建設工事	工事1件の請負代金の額が、500万円以上の工事

※請負代金の額には、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。

（以下同じ。）

※上記の許可の必要となる請負代金は、注文者が材料を提供し、直接契約する請負代金の額に材料の価格が含まれない場合であっても、その市場価格や運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えた額で判断します。

一口に建設工事や建設業といっても、その内容は様々なものがありますので、建設業法は、建設業の業種を、建設工事の種類ごとに区分し、その業種ごとに建設業の許可が必要であることとしています。

1 土木工事業	9 管工事業	17 塗装工事業	25 建具工事業
2 建築工事業	10 タイル・れんが・ブロック工事業	18 防水工事業	26 水道施設工事業
3 大工工事業	11 鋼構造物工事業	19 内装仕上工事業	27 消防施設工事業
4 左官工事業	12 鉄筋工事業	20 機械器具設置工事業	28 清掃施設工事業
5 とび・土工工事業	13 舗装工事業	21 熱絶縁工事業	29 解体工事業
6 石工事業	14 しゅんせつ工事業	22 電気通信工事業	
7 屋根工事業	15 板金工事業	23 造園工事業	
8 電気工事業	16 ガラス工事業	24 さく井工事業	

※建設業の許可を受けようとする場合は、これらの業種のうちから、自分が建設工事の請負営業をしようとする建設工事から考えて、必要な業種を選び、後述する許可要件を備えて、許可を申請することとなります。

※土木工事業（土木一式工事）と建築工事業（建築一式工事）は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネジメントする業務に対する許可です。

※土木工事業（土木一式工事）と建築工事業（建築一式工事）の許可を受けた建設業者が、500万円以上の他の専門工事を単独で請け負う場合は、その専門工事業の許可を受けなければなりません。

(3) 許可を受けなくてもできる工事

上記(2)に掲げた建設工事以外の工事（軽微な工事）のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。（法第3条第1項）

(4) 知事許可と大臣許可

建設業の許可は、国土交通大臣又は都道府県知事が行うこととされています。この区分は、特定建設業・一般建設業の別、業種の別にかかわらず、営業所の所在地によってなされます。

知 事 許 可	1つの都道府県の区域内にのみ営業所を設置し、建設業を営む場合（1つの都道府県の区域内に複数の営業所を設置する場合を含む。）
大 臣 許 可	2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設置し、建設業を営む場合（例えば、本店：高知県、支店：大阪府）

※2つ以上の業種について知事許可を受けて建設業を営んでいる者が、ある1つの業種について、他の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には、すべての業種について国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

※大臣許可、知事許可の区分は営業所の所在地のみによりなされる区分であるため、営業する区域又は建設工事を施工する区域についての制限はありません。

営業所の範囲

営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所など、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

ア 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実態的な業務を行っていること。

イ 業務に関する権限を委任されていること。

ウ 事務所など建設業の営業を行うべき場所を有し、電話、机等の備品を備えていること。

したがって、建設業には全く無関係な支店、営業所及び単に登記上の本店や、建設業に関係があっても特定の目的のため臨時に置かれる工事事務所、作業所等は該当しません。

(5) 許可の区分（一般建設業の許可と特定建設業の許可）

建設業の許可は、その許可を受けようとする業種ごとに、一般建設業か特定建設業かのいずれかの許可に区分されます。

一般建設業	建設工事の最初の注文者（発注者）から直接請け負った1件の建設工事について、下請代金の総額が5,000万円以上（建築工事業は8,000万円以上）となる下請契約を締結して下請負人に施工させることはできません。なお、下請負人が次の段階の下請負人と下請契約を締結する場合は、この制限はありません。
特定建設業	下請負人に発注する代金の額についての制限はありません。ただし、特定建設業者には、下請負人保護のための義務が課されています。

※1つの業種について、一般建設業と特定建設業の両方の許可を受けることはできません。

※発注者から直接請け負う1件の工事の請負金額については、一般建設業者であっても特定建設業者であっても制限はなく、一般建設業者であっても、工事をすべて直営施工する場合、又は5,000万円未満（建築工事業は8,000万円未満）の工事を下請施工させる場合は、請負金額に制限はありません。

※下請代金の総額が5,000万円未満（建築工事業は8,000万円未満）か否かを判断する際には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

(6) 許可の有効期限

許可の有効期間は、許可のあった日から5年間です。(許可のあった日から5年目の、許可のあった日に対応する日の前日をもって満了します。) (法第3条第3項)

許可の有効期間の末日が日曜日等の休日であっても、その日をもって満了しますので注意してください。

また、その後も継続して営業しようとする場合は、許可期限満了の日の30日前までに許可更新の申請手続きが必要です。

2 許可を受けるための要件

建設業の許可を受けるためには、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 適切な経営能力を有すること
- (2) 適切な社会保険に加入していること
- (3) 専任の技術者を有していること
- (4) 請負契約に関して誠実性を有していること
- (5) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- (6) 欠格要件等に該当しないこと

(1) 適切な経営能力を有すること (法第7条第1号、第15条第1号)

適切な経営能力を有するものとして、(イ)又は(ロ)のいずれかの体制を有するものであること

- イ 許可を受けようとする者が法人である場合には常勤役員等のうち1人が、次のいずれかに該当すること
- (1) 建設業に関し、5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者
 - (2) 建設業に関し、5年以上の経営業務の管理責任者に準ずる地位として経営業務を管理した経験を有する者
 - (3) 建設業に関し、6年以上の経営業務の管理責任者に準ずる地位として経営業務の管理責任者を補佐した経験を有する者
- ロ 常勤役員等のうち一人が(1)又は(2)のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員を直接に補佐する者として、①～③に該当する者をそれぞれ置くものであること
- (1) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者
 - (2) 建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者
- ①許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
②許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
③許可申請等を行う建設業者等において5年以上の業務運営の経験を有する者

※常勤役員等とは、法人の場合は常勤の役員、個人の場合はその者又は支配人をいいます。

※常勤とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

※経営業務の管理責任者としての経験は、法人の役員の場合、常勤・非常勤の別は問いません。

※上記イ(3)の「経営業務の管理責任者を補佐した経験」とは、個人事業主の子や配偶者で、事業専従者である経験などです。

(2) 適切な社会保険に加入していること (法第7条第1号、第15条第1号)

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行った者であること

(3) 専任の技術者を有していること（法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所に、次表に掲げる専任の技術者を置くことが必要です。

なお、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種は、指定建設業として指定されており、この7業種について特定建設業の許可を受けようとする場合は、営業所に置く専任の技術者は、国土交通大臣が定める国家資格者等でなければなりません。

専任の技術者とは

その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する技術者をいいます。

従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければなりません。

※工事の監理技術者等と兼任する場合は、「建設業法のポイント」（国土交通省四国地方整備局作成）にて兼務要件を参照し、確認してください。

（参照URL）

https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/09-point/index.html

一般建設業の許可を受ける場合	次に掲げるいずれかの要件に該当する者であること。 イ ①許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、建設業の種類別指定学科を修めて高等学校を卒業した後5年以上実務の経験を有する者、又は同様に大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者 ②枠外の表（表1）に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者で、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有する者、または、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有する者（指定建設業（法第15条第2号）及び電気通信工事業は適用外） ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し10年以上実務の経験を有する者 ハ ①許可を受けようとする建設業に応じ、建設工事の施工に関連する資格を有している者、又は国土交通大臣が法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者 ②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し旧実業学校卒業程度検定規定による検定で上記イの規定の学科に合格した後5年以上実務の経験を有する者 ③許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し旧専門学校卒業程度検定規定による検定で上記イの規定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
----------------	--

特定建設業の許可を受ける場合	次に掲げるいずれかの要件に該当する者であること。 ただし、指定建設業の許可を受けようとする場合は、イ又はハ①に該当する者であること。
	【 表－５ 】
	イ ①許可を受けようとする建設業に応じ、建設工事の施工に関連する資格を有している者 ②表１に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者で、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後３年の実務経験を有する者、または、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後５年の実務経験を有する者（指定建設業（法第１５条第２号）及び電気通信工事業は適用外）
	ロ 上記の一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請負い、その請負代金の額が４，５００万円以上（昭和５９年１０月１日前の建設工事にあつては１，５００万円以上、昭和５９年１０月１日以降平成６年１２月２８日前の建設工事にあつては３，０００万円以上）であるものに関して２年以上指導監督的な実務の経験を有する者 ハ ①許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者（国土交通大臣認定者） ②許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣がロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

（表１）

検定種目		指定学科
土木施工管理・造園施工管理	⇔	土木工学
建築施工管理	⇔	建築学
電気工事施工管理	⇔	電気工学
管工事施工管理	⇔	機械工学

※複数の業種の許可を受けようとする場合、１人の技術者が複数の業種の要件を満たすときは、専任の技術者を兼ねることができます。ただし、「複数の営業所」の専任の技術者を兼ねることはできません。

※経營業務の管理責任者と専任の技術者とは、それぞれの要件に合致する限り、同一人が兼ねることができます。

（４）請負契約に関して誠実性を有していること

（法第７条第３号、第１５条第１号）

許可を受けようとする者が法人の場合は、その法人、役員、支店又は営業所の代表者が、個人の場合は、本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

※不正な行為とは、請負契約の締結又は履行に際して、詐欺、脅迫、横領、文書偽造など法律に違反する行為をいいます。不誠実な行為とは、工事内容、工期などについて請負契約に違反する行為をいいます。

※不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者とは、過去の一定期間内において、建設業又は建設業に類似する営業（宅地建物取引業、建築士の業務など）等に関し、不正な行為又は不誠実な行為を行った経歴があり、今後もそのような行為を繰り返すおそれが明らかに認められる者及び暴力団員をいいます。

- (5) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
 (法第7条第4号・第15条第3号)
 倒産することが明白である場合を除き、許可申請時において次に掲げる要件を備えていることが必要です。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次の <u>いずれかに</u> 該当すること。 イ 自己資本の額が 500 万円以上であること。 ※1、※2 ロ 500 万円以上の資金を調達する能力を有すること。※3 ハ 許可申請の直前過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有すること。	次の <u>すべてに</u> 該当すること。 イ 欠損の額が資本金の額の 20%を超えていないこと。 ロ 流動比率が 75%以上であること。 ハ 資本金の額が 2,000 万円以上であり、かつ、自己資本の額が 4,000 万円以上であること。

- ※1 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。
- ※2 財産的基礎の基準に適合しているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により行います。
- ※3 500万円以上の資金を調達する能力を有するかどうかの判断は、申請日前1ヶ月以内の証明基準日の金融機関の預金残高証明書又は融資証明書により行います。

- (6) 欠格要件等に該当しないこと (法第8条、第17条)

以下に該当する場合は、許可を受けられません。

- ① 許可申請書又はその添付書類中に、重要な事項について虚偽の記載がある場合、又は重要な事実の記載が欠けている場合。
- ② 申請者が法人の場合はその役員等、個人の場合は事業主本人、その他に支配人、営業所の代表者などが、以下のような要件に該当している場合。(主な場合のみを記載しています。)

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方

ハ 不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない方

ニ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない方

ホ 上記ハの届出があった場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった方で、当該届出の日から5年を経過しない方

ヘ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない方

- ト 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない方
- チ 次に掲げる方で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない方
- ・ 禁錮以上の刑に処せられた方
 - ・ 建設業法に違反して罰金の刑に処せられた方
 - ・ 建築基準法、宅地造成等規制法、景観法、都市計画法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法のうち政令で定めるものに違反して罰金の刑に処せられた方
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、又は刑法や暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられた方
- リ 暴力団員や過去5年以内に暴力団員であった方、又は暴力団員等に事業活動を支配されている方

3 許可を受けるまでの手続き

(1) 許可申請の概要

①申請区分一覧表

【 表-1 】

許可の申請区分	申請内容
新 規	ア 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合 イ 特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部について、一般建設業の許可を申請する場合 (この場合、特定建設業の廃業が必要となります)
許可換え新規	ア 他の都道府県知事許可から高知県知事許可へ イ 高知県知事許可から国土交通大臣許可へ ウ 国土交通大臣許可から高知県知事許可へ
般・特 新 規	ア 一般建設業の許可のみを受けている者が取得済の許可について新たに特定建設業の許可を申請する場合 イ 特定建設業の許可のみを受けている者が取得済の許可について新たに一般建設業の許可を申請する場合 (この場合、特定建設業の廃業が必要となります)
業 種 追 加	ア 一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合 イ 特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
更 新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合
般・特新規 ＋業種追加	般・特新規と業種追加を同時に申請する場合
般・特新規 ＋更新	般・特新規と更新を同時に申請する場合
業種追加＋更新	業種追加と更新を同時に申請する場合
般・特新規 ＋業種追加＋更新	般・特新規と業種追加と更新を同時に申請する場合

②受付場所

許可申請は以下のいずれかで受け付けています。

(本庁 (6階))

高知県土木部土木政策課 建設業振興担当

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9815

(出先機関)

安芸土木事務所総務課

〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36 TEL 0887-34-3135

中央東土木事務所総務課

〒783-0004 南国市大埴甲 1592 TEL 088-863-2171

高知土木事務所総務課

〒780-0814 高知市稲荷町 11-26 TEL 088-882-8141

中央西土木事務所総務課

〒781-2110 吾川郡いの町 1381 TEL 088-893-2111

須崎土木事務所

〒785-8586 須崎市東古市町6-26 TEL 0889-42-1700

幡多土木事務所

〒787-0010 四万十市古津賀4-61 TEL 0880-34-5222

③申請書類の提出部数

正本 1 部、副本 1 部

※副本は、正本をコピーしたものでも差支えありません。

※副本は、許可申請者の控えとして返却します。

※添付書類のうち、法人の登記事項証明書、納税証明書、役員等の登記されていないことの証明書、身分証明書は、原本を正本に添付してください。副本はコピー可です。

【 表－ 2 】

申請区分 \ 許可の区分	一般又は特定的一方のみ申請する場合	一般と特定の両方を申請する場合
1. 新規	90,000 円	180,000 円
2. 許可換え新規	90,000 円	180,000 円
3. 般・特新規	90,000 円	—
4. 業種追加	50,000 円	100,000 円
5. 更新	50,000 円	100,000 円
6. 般・特新規＋業種追加	—	140,000 円
7. 般・特新規＋更新	—	140,000 円
8. 業種追加＋更新	100,000 円	※150,000 円又は 200,000 円
9. 般・特新規＋業種追加＋更新	—	190,000 円

注) 高知県収入証紙による納付となります

※ 一般又は特定的一方のみを追加 ＋ 一般と特定の両方を更新 … 150,000 円

一般と特定の両方を追加 ＋ 一般と特定の両方を更新 …… 200,000 円

※ 令和 10 年 4 月以降は、電子納付または収納専用窓口等での納付となりますので、ご注意ください。

許可申請書と添付書類一覧

様式	申請書類等	新規法人	新規個人	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種+更新	般特新規+業種+更新
建設業許可申請書表紙(高知県独自様式)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙1	役員等の一覧表(個人事業者は不要)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙2-1	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
別紙2-2	営業所一覧表(更新)	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
別紙3	収入印紙、証紙等はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙4	営業所技術者一覧表(注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2号	工事経歴書	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
4号	使用人数	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(注2) ※新規等は経営の経験業種がわかる書類を添付 ※経営業務の管理責任者の要件に応じ提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面～第四面) ※経営業務の管理責任者の要件に応じ提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の証明書※経営業務の管理責任者の要件に応じ提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康保険等の加入状況がわかる確認資料(注3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8号	営業所技術者証明書(新規・変更)(注2)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	資格証明書(写)※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
	監理技術者資格者証(写)※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
	卒業証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
	その他の資格証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
9号	実務経験証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
10号	指導監督の実務経験証明書※資格要件に応じ提出	○	○	○	○	○	△	○	◇	◇	◇
11号	令第3条に規定する使用人の一覧表(注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12号	許可申請者(法人の役員・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款		○	×	○	△	○	▲	○	▲	○	○
14号	株主(出資者)調書	○	×	○	△	△	▲	△	▲	▲	▲
15号	貸借対照表	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△
16号	損益計算書 完成工事原価報告書	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△
17号	株主資本等変動計算書	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△
17号の2	注記表	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△
17号の3	附属明細表(注4)	○	×	○	△	△	△	△	△	△	△
18号	貸借対照表	×	○	○	△	△	△	△	△	△	△
19号	損益計算書	×	○	○	△	△	△	△	△	△	△
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		○	×	○	△	△	▲	△	▲	▲	▲
20号	営業の沿革	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○
20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	△	△	▲	△	▲	▲	▲
納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(注5)		○	○	○	△	△	△	△	△	△	△
20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	△	△	▲	△	▲	▲	▲
役員等及び令第3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」(注6)☆		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
役員等及び令第3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書」(注7)☆		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残高証明書・融資証明書(注8)		○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
営業所の写真(令和8年10月より添付)		○	○	○	×	×	×	×	×	×	×

(注1)上記表内の記号について

○・・・必要書類 △・・・決算終了後の変更届(事業年度終了報告書)等により既に提出済みの場合、省略が可能な書類

◇・・・更新申請をする建設業に関しては省略可能 ▲・・・変更がなければ省略可能 ×・・・不要

□・・・一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合を除き、省略可能

(注2)常勤確認資料の添付:標準報酬決定通知書(写)、又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書(写)等を添付して下さい。

なお、個人事業の事業主分については必要ありません。

※健康保険被保険者証(写)は常勤確認資料として使用できません。

※上記資料に加えて、現住所の確認資料の提出を求める場合があります。

(注3)【健康保険・厚生年金保険】

申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写等

【雇用保険】

申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写等

※代行機関(商工会、労働組合、労務士等)に委託している場合※

代行機関が発行(押印のあるものに限る)した保険料の納入通知書(労災・労働・雇用の内訳が分かるもの)の写及びこれにより納入した保険料の領収書の写の2点を添付すること。

(注4)資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が200億円以上の株式会社(特例有限会社除く)が対象

(注5)事業税の納税証明書(県税:納税額の記載のあるもの)

(注6)各法務局・地方法務局戸籍課で申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。(証明事項は一番目にチェックをして下さい。)なお、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。

(注7)本籍地の市町村役場で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの(ただし、外国籍の方は、住民票(本人の抄本)を添付して下さい。)

☆(注6)及び(注7)の証明書は、顧問、相談役、株主等については不要です。

(注8)500万円以上の資金の調達能力があるかどうかをチェックしますので、取引金融機関の預金残高証明書を添付して下さい。

なお、申請日前1ヶ月以内の証明基準日で取るようにして下さい。

申請時直前の決算期における財務諸表により自己資本の額が500万円以上であることが確認できる場合は提出を省略することができます。

※各様式は、高知県庁土木政策課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/kensetsu-sinnkikyokato.html>

【 表 - 4 】

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業＋実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「7*」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋合格後実務経験3年） 「7o」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋合格後実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法（技術検定）	11 1級建設機械施工管理技士	7				7							7																			
	1F 1級建設機械施工管理技士補																															
	12 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7				7							7																			
	1G 2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																															
	13 1級土木施工管理技士	7			7*	7	7	7*			7*	7	7*	7	7		7	7*		7*		7*		7*		7*	7	7*	7			
	1H 1級土木施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*			7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*			
	14 2級土木施工管理技士	種別	土 木	7		7*	7	7	7*			7*	7	7*	7	7		7*	7*		7*		7*		7*		7*	7	7*	7		
	1J 2級土木施工管理技士補		土 木			7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*			7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*		
	15 2級土木施工管理技士		鋼構造物塗装			7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*			7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*		
	1K 2級土木施工管理技士補		鋼構造物塗装			7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*			7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*		
	16 2級土木施工管理技士		薬液注入			7*	7	7*	7*			7*	7*	7*	7*			7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*		
	1L 2級土木施工管理技士補		薬液注入			7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*			7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*		
	20 1級建築施工管理技士			7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7*	7					7	7*	7*	7*	7	
	2C 1級建築施工管理技士補				7*	7*	7*	7*	7*			7*	7*				7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*				7*	7*	7*	7*	7*	
	21 2級建築施工管理技士	種別	建 築	7	7*	7*	7*	7*	7*			7*	7*				7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*				7*	7*	7*	7*	7	
	22 2級建築施工管理技士		軀 体		7	7*	7	7*	7*			7	7	7			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*				7*	7*	7*	7*	7	
	23 2級建築施工管理技士補		仕 上 げ		7	7	7*	7	7			7	7*				7	7	7	7	7	7*	7				7	7*	7*	7*	7	
	27 1級電気工事施工管理技士									7											7*									7*		
	2E 1級電気工事施工管理技士補																				7*									7*		
	28 2級電気工事施工管理技士								7												7*									7*		
	2F 2級電気工事施工管理技士補																				7*									7*		
	29 1級管工事施工管理技士									7			7*	7*	7*						7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*		
	2G 1級管工事施工管理技士補												7*	7*	7*						7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*		
	30 2級管工事施工管理技士									7			7*	7*	7*						7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*		
	3A 2級管工事施工管理技士補												7*	7*	7*						7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*		
	31 1級電気通信工事施工管理技士																							7								
	3B 1級電気通信工事施工管理技士補																															
	32 2級電気通信工事施工管理技士																								7							
	3C 2級電気通信工事施工管理技士補																															
	33 1級造園施工管理技士				7*	7*	7*	7*				7*	7*	7*				7*	7*		7*		7*		7	7*	7*	7*	7*	7*		
	3D 1級造園施工管理技士補				7*	7*	7*	7*				7*	7*	7*				7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*		
	34 2級造園施工管理技士				7*	7*	7*	7*				7*	7*	7*				7*	7*		7*		7*		7	7*	7*	7*	7*	7*		
	3E 2級造園施工管理技士補				7*	7*	7*	7*				7*	7*	7*				7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7*		

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建築士法	37	1級建築士		7	7				7			7	7								7											
	38	2級建築士		7	7				7			7									7											
	39	木造建築士			7																											
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	7				7		7				7	7										7							7	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7				7		7			7	7	7										7							7	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7				7																									
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							7															7								
	45	機械・総合技術監理（機械）																				7										
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								7												7										
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								7																			7			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								7																	7		7			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7				7									7																
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								7						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7				7																			7						
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								7																						
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								7																				7		
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								7																				7	7	
電気工事士法	55	第1種電気工事士							7																							
	56	第2種電気工事士【3年】							7																							
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】							7																							
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者【5年】																							7							
	35	工事担任者【3年】																							7							
水道法	65	給水装置工事主任技術者【1年】							7																							
消防法	68	甲種 消防設備士																												7		
	69	乙種 消防設備士																												7		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法	71	建築大工			7																										
	64	型枠施工			7		7																								
	72	左官				7																									
	57	とび・とび工					7																								7
	73	コンクリート圧送施工					7																								
	66	ウェルポイント施工					7																								
	74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管								7																					
	75	給排水衛生設備配管								7																					
	76	配管（注1）・配管工								7																					
	70	建築板金「ダクト板金作業」						7		7						7															
	77	タイル張り・タイル張り工									7																				
	78	築炉・築炉工・れんが積み									7																				
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7			7																				
	80	石工・石材施工・石積み						7																							
	81	鉄工（注2）・製錬										7																			
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																		
	83	工場板金															7														
	84	板金・建築板金・板金工（注4）						7									7														
	85	板金・板金工・打出し板金															7														
	86	かわらぶき・スレート施工						7																							
	87	ガラス施工																7													
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7												
	89	建築塗装・建築塗装工																	7												
	90	金属塗装・金属塗装工																	7												
	91	噴霧塗装																	7												
	67	路面標示施工																	7												
	92	畳製作・畳工																			7										
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7										
	94	熱絶縁施工																					7								
	95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7				
	96	造園																							7						
	97	防水施工																		7											
	98	さく井																									7				
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
36 種 目	61	地すべり防止工事					7																			7				
	40	基礎ぐい工事					7																							
	62	建築設備士								7	7																			
	63	計装								7	7																			
	60	解体工事																												7
		登録電気工事基幹技能者								7														7						
		登録橋梁基幹技能者					7						7																	
		登録造園基幹技能者																							7					
		登録コンクリート圧送基幹技能者					7																							
		登録防水基幹技能者																			7									
		登録トンネル基幹技能者					7																							
		登録建設塗装基幹技能者																			7									
		登録左官基幹技能者						7																						
		登録機械土工基幹技能者						7																						
		登録海上起重基幹技能者														7														
		登録PC基幹技能者					7							7																
		登録鉄筋基幹技能者												7																
		登録圧接基幹技能者												7																
		登録型枠基幹技能者				7																								
		登録配管基幹技能者										7																		
		登録腐・土工基幹技能者						7																						
		登録切断穿孔基幹技能者						7																						
		登録内装仕上工事基幹技能者																				7								
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7			
		登録エクステリア基幹技能者					7	7					7																	
		登録建築板金基幹技能者									7									7										
		登録外壁仕上基幹技能者					7															7	7							
		登録ダクト基幹技能者										7																		
		登録保温保冷基幹技能者																						7						
		登録グラウト基幹技能者						7																						
		登録冷凍空調基幹技能者										7																		
		登録運動施設基幹技能者						7								7										7				
		登録基礎工基幹技能者						7																						
		登録タイル張り基幹技能者											7																	
		登録標識・路面標示基幹技能者						7													7									
		登録消火設備基幹技能者																												7
		登録建築大工基幹技能者						7																						
	登録硝子工事基幹技能者																													
	登録ALC基幹技能者											7																		
	登録土工基幹技能者						7																							
	登録ウレタン断熱基幹技能者																							7						
	登録発破・破砕基幹技能者						7																							
	登録建築測量基幹技能者						7																							
	登録解体基幹技能者																												7	
	登録圧入工基幹技能者						7																							
	登録送電線工事基幹技能者						7			7																				
	登録さく井基幹技能者																									7				
	登録あと施工アンカー基幹技能者						7																							
	登録計装基幹技能者										7	7										7		7						
	登録土質改良基幹技能者						7																							
	登録都市トンネル基幹技能者						7																							
	登録涵洞基幹技能者						7																							
	登録道路等法面保護基幹技能者						7																							
	登録斜面防災基幹技能者						7																				7			
	登録石材施工基幹技能者										7																			
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製鉄作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

【 表 - 5 】

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督の実務経験）

「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督の実務経験）

「8≒」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋合格後実務経験3年＋2年以上の指導監督の実務経験）

「8○」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋合格後実務経験5年＋2年以上の指導監督の実務経験）

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

				特定建設業指定7業種																											
コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3							3	3		3		3										3						
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	9				9							9																	
	1F	1級建設機械施工管理技士補																													
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																								
	1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
	13	1級土木施工管理技士	9			8≒	9	9	8≒			8≒	9	8≒	9	9			9	8≒				8≒		8≒	9	8≒	9		
	1H	1級土木施工管理技士補				8≒	8≒	8≒	8≒			8≒	8≒	8≒	8≒	8≒			8≒	8≒			8≒		8≒	8≒	8≒	8≒	8≒	8≒	
	14	2級土木施工管理技士	種別	土	木		8○	8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
	1J	2級土木施工管理技士補		土	木		8○	8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
	15	2級土木施工管理技士		鋼構造物塗装			8○	8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
	1K	2級土木施工管理技士補		鋼構造物塗装			8○	8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
	16	2級土木施工管理技士		薬液注入			8○	8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
	1L	2級土木施工管理技士補		薬液注入			8○	8○	8○	8○		8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○		8○		8○	8○	8○	8○	8○
	20	1級建築施工管理技士		9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8≒	9				9	8≒	8≒	8≒	9
	2C	1級建築施工管理技士補			8≒	8≒	8≒	8≒	8≒			8≒	8≒				8≒	8≒	8≒	8≒	8≒	8≒	8≒				8≒	8≒	8≒	8≒	8≒
	21	2級建築施工管理技士	種別	建	築		8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○
	22			躯体			8○	8○	8○	8○		8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○
	23			仕上			8○	8○	8○	8○	8○		8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○
	2D	2級建築施工管理技士補			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○
	27	1級電気工事施工管理技士								9											8≒								8≒		
	2E	1級電気工事施工管理技士補																			8○								8○		
	28	2級電気工事施工管理技士																			8○								8○		
	2F	2級電気工事施工管理技士補																			8○								8○		
	29	1級管工事施工管理技士									9			8≒	8≒	8≒					8≒	8≒				8≒	8≒	8≒	8≒	8≒	8≒
	2G	1級管工事施工管理技士補												8○	8○	8○					8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○	8○
	30	2級管工事施工管理技士												8○	8○	8○					8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○	8○
	3A	2級管工事施工管理技士補												8○	8○	8○					8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○	8○
	31	1級電気通信工事施工管理技士																						9							
	3B	1級電気通信工事施工管理技士補																													
	32	2級電気通信工事施工管理技士																						8							
	3C	2級電気通信工事施工管理技士補																													
	33	1級造園施工管理技士				8≒	8≒	8≒	8≒			8≒	8≒	8≒	8≒	8≒			8≒	8≒			8≒		9	8≒	8≒	8≒	8≒	8≒	
	3D	1級造園施工管理技士補				8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	
	34	2級造園施工管理技士				8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	
	3E	2級造園施工管理技士補				8○	8○	8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○			8○	8○			8○		8○	8○	8○	8○	8○	8○	
																													</		

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建築士法	37	1級建築士		9	9				9			9	9								9											
	38	2級建築士			8				8			8									8											
	39	木造建築士			8																											
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9				9		9					9	9										9						9	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9				9		9			9		9	9										9						9	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																									
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							9														9									
	45	機械・総合技術監理（機械）																				9										
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								9												9										
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								9																			9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								9																	9		9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9										9															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							9							
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																		9							
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								9																						
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								9																			9			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								9																			9		9	
電気工事士法	55	第1種電気工事士																														
	56	第2種電気工事士【3年】																														
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】																														
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者【5年】																						8								
	35	工事担任者【3年】																						8								
水道法	65	給水装置工事主任技術者【1年】																														
消防法	68	甲種 消防設備士																												8		
	69	乙種 消防設備士																												8		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法	71 建築大工			8																											
	64 型枠施工			8		8																									
	6B 型枠施工（附則第4条該当）			8		8																									
	72 左官				8																										
	57 とび・とび工					8																							8		
	73 コンクリート圧送施工						8																								
	66 ウェルポイント施工						8																								
	74 冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																														
	75 給排水衛生設備配管																														
	76 配管（注1）・配管工																														
	70 建築板金「ダクト板金作業」							8									8														
	77 タイル張り・タイル張り工											8																			
	78 築炉・築炉工・れんが積み											8																			
	79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							8				8																			
	80 石工・石材施工・石積み							8																							
	81 鉄工（注2）・製錬																														
	82 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												8																		
	83 工場板金																	8													
	84 板金・建築板金・板金工（注4）								8									8													
	85 板金・板金工・打出し板金																	8													
	86 かわらぶき・スレート施工								8																						
	87 ガラス施工																		8												
	88 塗装・木工塗装・木工塗装工																			8											
	89 建築塗装・建築塗装工																			8											
	90 金属塗装・金属塗装工																				8										
	91 噴霧塗装																				8										
	67 路面標示施工																			8											
	92 畳製作・畳工																					8									
	93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				8										
	94 熱絶縁施工																						8								
	95 建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8				
	96 造園																														
	97 防水施工																			8											
	98 さく井																										8				
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	解	
36 種 目	61	地すべり防止工事					8																			8				
	40	基礎ぐい工事					8																							
	62	建築設備士																												
	63	計装																												
	60	解体工事																												8
		登録電気工事基幹技能者																						8						
		登録橋梁基幹技能者					8																							
		登録造園基幹技能者																												
		登録コンクリート圧送基幹技能者					8																							
		登録防水基幹技能者																		8										
		登録トンネル基幹技能者					8																							
		登録建設塗装基幹技能者																	8											
		登録左官基幹技能者					8																							
		登録機械土工基幹技能者					8																							
		登録海上起重基幹技能者													8															
		登録PC基幹技能者					8							8																
		登録鉄筋基幹技能者												8																
		登録圧接基幹技能者												8																
		登録型枠基幹技能者				8																								
		登録配管基幹技能者																												
		登録高・土工基幹技能者					8																							
		登録切断穿孔基幹技能者					8																							
		登録内装仕上工事基幹技能者																		8										
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									8			
		登録エクステリア基幹技能者					8	8			8																			
		登録建築板金基幹技能者							8							8														
		登録外壁仕上基幹技能者					8											8	8											
		登録ダクト基幹技能者																												
		登録保温保冷基幹技能者																				8								
		登録グラウト基幹技能者					8																							
		登録冷凍空調基幹技能者																												
		登録運動施設基幹技能者					8																							
		登録基礎工基幹技能者					8																							
		登録タイル張り基幹技能者									8																			
		登録標識・路面標示基幹技能者					8											8												
		登録消火設備基幹技能者																											8	
		登録建築大工基幹技能者				8																								
		登録硝子工事基幹技能者															8													
		登録ALC基幹技能者									8																			
		登録土工基幹技能者					8																							
		登録ウレタン断熱基幹技能者																				8								
		登録発破・破砕基幹技能者					8																							
		登録建築測量基幹技能者				8																								
		登録解体基幹技能者																												8
		登録圧入工基幹技能者					8																							
		登録送電線工事基幹技能者					8																							
		登録さく井基幹技能者																									8			
		登録あと施工アンカー基幹技能者					8																							
		登録計装基幹技能者																			8		8							
		登録土質改良基幹技能者					8																							
	登録都市トンネル基幹技能者					8																								
	登録潜函基幹技能者					8																								
	登録道路等法面保護基幹技能者					8																								
	登録斜面防災基幹技能者					8																				8				
	登録石材施工基幹技能者					8																								
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）			8	8	8	8	8		8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8

備考

・資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製鉄作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

【 表－ 6 】 建設業の業種別指定学科

(建設業法施行規則第 1 条 【建設業法第 7 条第 2 号イに規定する学科】)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園 に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

【 表－ 7 】 高知県 市町村コード表

39201	高	知	市	長岡郡			高岡郡		
39202	室	戸	市	39341 本山町 39344 大豊町			39401 中土佐町 39402 佐川町 39403 越知町 39405 檜原町 39410 日高村 39411 津野町 39412 四万十町		
39203	安	芸	市						
39204	南	国	市						
39205	土	佐	市						
39206	須	崎	市						
39208	宿	毛	市	土佐郡					
39209	土	佐	清水市						
39210	四	万	十市						
39211	香	南	市						
39212	香	美	市						
				吾川郡					
安芸郡				39386 いの町 39387 仁淀川町			幡多郡		
39301 東洋町							39424 大月町		
39302 奈半利町							39427 三原村		
39303 田野町							39428 黒潮町		
39304 安田町									
39305 北川村									
39306 馬路村									
39307 芸西村									

4 許可の後に必要な手続等

(1) 届出が必要な事項

事業年度が終了した（決算をした）とき及び許可申請書の記載事項に変更が生じたときは、その都度、変更事項の届出をして下さい。（更新等の申請書とは別に提出して下さい。届出がされていない場合は許可手続きに支障があります。）提出部数は2部（正1部、副1部）です。

※様式は新しくなることがありますので、土木政策課のホームページから最新の様式をダウンロードして提出して下さい。

①毎年届出が必要な事項

届 出 事 項	変更届の様式及び添付書類 (添付書類は、必要なものを添付して下さい)	提出 時期
事業年度（決算期）の終了による貸借対照表等の変更 (決算終了後の変更届) ※作成の際は次項のチェックリストもご参照ください。	・変更届出書 ・工事経歴書(様式第2号) ・直前3年の工事施工金額(様式第3号) ・貸借対照表 (法人様式第15号、個人様式第18号) ・損益計算書 完成工事原価報告書 (法人様式第16号、個人様式第19号) ・株主資本等変動計算書(法人のみ様式第17号) ・注記表(法人のみ様式第17号の2) ・附属明細表(法人のみ様式第17号の3) (注1) ・事業報告書(株式会社のみ) ・納税証明書(知事許可は事業税、大臣許可の法人は法人税、大臣許可個人は所得税)	毎年事業年度終了後4月以内
※ 以下の事項も変更があれば同じ変更届出書に添付して下さい。		
使用人数の変更	使用人数(様式第4号)	
令3条に規定する使用人一覧表の変更	令3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	
定款の変更	定款	
健康保険等の加入状況の変更(「保険加入の有無」の欄に変更があった場合に限る) (注2)	健康保険等の加入状況(様式第7号の3)	

(注1) 資本金の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部の計上した金額の合計が200億円以上の株式会社(特例有限会社を除く)が対象

(注2) 保険加入の場合は、以下の書類も併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険については、申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」(写)又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」(写)等雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」(写)等

・代行機関(商工会、労働組合、労務士等)に委託している場合

代行機関が発行(押印のあるものに限る)した保険料の納入通知書(労災・労働・雇用の内訳が分かるもの)(写)及びこれにより納入した保険料の領収書(写)の2点を添付すること。

②変更のあったときに届出する事項

届 出 事 項	変更届の様式及び添付書類 (添付書類は、必要なものを添付して下さい)	提出 時期
経営業務の管理責任者の交替	・変更届出書(様式第 22 号の 2) ・常勤役員等(経営業務の管理責任者等) 証明書(様式第 7 号) ・常勤役員等の略歴書(様式第 7 号別紙) ・常勤の資料(注 1) ・経験を証明する書類 〈法人の役員としての経験(期間・業種)〉 ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、 又は閉鎖登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書) ・許可がある場合は、許可通知書の写し 許可がない場合は、契約書(写)又は施工証明書等の経験が確認できる書類 〈個人事業主としての経験(期間・業種)〉 ・許可がある場合は、許可通知書の写し 許可がない場合は、契約書(写)又は施工証明書等の経験が確認できる書類	事実の発生後 2 週間以内
常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者の交替	・変更届出書(様式第 22 号の 2) ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第 7 号の 2) ・常勤役員等の略歴書(様式第 7 号の 2 別紙一) ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第 7 号の 2 別紙二) ・常勤の資料(注 1) ・経験を証明する書類 〈常勤役員等の法人の役員又は個人事業主としての経験(期間・業種)〉 ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、 又は閉鎖登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書) ・許可がある場合は、許可通知書の写し 許可がない場合は、契約書(写)又は施工証明書等の経験が確認できる書類 〈常勤役員等の役員等に次ぐ職制上の地位における経験(地位・業務・期間)〉 ・組織図等(役員等に次ぐ職制上の地位であるかの確認) ・業務分掌規定、過去の稟議書等(業務内容が財務管理、労務管理又は業務運営であるかの確認) ・人事発令書等(期間) 〈常勤役員等を直接に補佐する者の経験(業務・期間)〉 ・業務分掌規定、過去の稟議書等(業務内容が財務管理、労務管理又は業務運営であるかの確認) ・人事発令書等(期間) ※常勤役員等を直接に補佐する者の経験は申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限る ・組織図等(常勤役員等を直接に補佐する者の位置づけの確認)	
経営業務の管理責任者の氏名の変更(婚姻等)	・変更届出書(様式第 22 号の 2) ・常勤役員等(経営業務の管理責任者等) 証明書(様式第 7 号) ・常勤役員等の略歴書(様式第 7 号別紙) ・戸籍抄本または住民票の抄本 ・常勤の資料(注 1)	
常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者の氏名の変更(婚姻等)	・変更届出書(様式第 22 号の 2) ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第 7 号の 2) ・常勤役員等の略歴書(様式第 7 号の 2 別紙一) ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第 7 号の 2 別紙二) ・戸籍抄本または住民票の抄本 ・常勤の資料(注 1)	
経営業務の管理責任者、常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者がいなくなったとき	許可の要件を満たさなくなるため廃業届の提出が必要です。 24 ページの「廃業届出が必要な事項」及び「届出書が必要な事項」をご確認ください。	

届 出 事 項	変更届の様式及び添付書類 (添付書類は、必要なものを添付して下さい)	提出 時期
専任技術者の交替、資格又は担 当業種の変更	(1) 登録する人について ・ 変更届出書(様式第 22 号の 2) ・ 営業所技術者証明書(様式第 8 号) <一般建設業は> ①一級・二級国家資格者証等 (写) ②実務経験証明書(様式第 9 号) + 必要に応じて、指定学科の卒業証明書 (写) または指定検定種目の第 一次検定又は第二次検定の合格証明書 (※指定建設業 7 業種および電気 通信工事業については適用除外) (写) ③監理技術者資格者証(写) <特定建設業は> 指定建設業 7 業種(土)(建)(電)(管)(鋼)(舗)(園)は、 ①一級国家資格者証 (写) ②国土交通大臣特別認定者証 (写) 指定建設業 7 業種以外の業種は、 ①一級国家資格者証等 (写) ②指導監督的実務経験証明書(様式第 10 号) 及び二級国家資格者等 (写) ③指導監督的実務経験証明書(様式第 10 号) 及び実務経験証明書(様式第 9 号) + 必要に応じて、指定学科の卒業証明書 (写) または指定検定種目の 第一次検定又は第二次検定の合格証明書 (※指定建設業 7 業種および 電気通信工事業については適用除外) (写) ④監理技術者資格者証(写) ・ 常勤の資料(注 1) ・ 現住所の確認資料 (新しく専任技術者になる方のみ) (2) 登録を削除する人について ・ 変更届出書(様式第 22 号の 2) ・ 営業所技術者証明書(様式第 8 号)	事 実 の 発 生 後 2 週 間 以 内
営業所技術者の氏名の変更 (婚 姻等)	・ 変更届出書(様式第 22 号の 2) ・ 営業所技術者証明書(様式第 8 号) ・ 戸籍抄本または住民票の抄本 ・ 常勤の資料(注 1)	
営業所技術者がいなくなった とき	許可の要件を満たさなくなるため、当該営業所技術者が担当していた業種の廃 業届の提出が必要です。 24 ページの「廃業届出が必要な事項」及び「届出書が必要な事項」をご確認く ださい。	
本社の称号、名称又は所在地の 変更	・ 変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面のみ) ・ 許可申請書の別紙二(2) ・ 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ・ 営業所内外部の写真 (所在地に変更があった場合のみ) ※写真については以下の点に留意して下さい。 ・ 外部の全景は社名が確認できる看板等を含むこと。 ・ 建設業の許可票 (標識) の掲示が確認できること。	事 実 の 発 生 後 30 日 以 内
資本金額の変更	・ 変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面のみ) ・ 株主(出資者)調書(様式第 14 号) ・ 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	
営業所の名称又は所在地の変 更	・ 変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面+第 2 面) ・ 許可申請書の別紙二(2) ・ 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ・ 未登記の場合は賃貸借契約書等所在地が確認できる書類 ・ 営業所内外部の写真 (所在地に変更があった場合のみ)	

届 出 事 項	変更届の様式及び添付書類 (添付書類は、必要なものを添付して下さい)	提出 時期
営業所の新設	・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面+第 2 面) ・許可申請書の別紙二(1) ・誓約書(様式第 6 号) ・健康保険等の加入状況 (様式第 7 号の 3) ・健康保険等の加入状況がわかる確認資料 ・営業所技術者証明書(様式第 8 号) ・営業所技術者の資格を証する書類等 ・営業所技術者の常勤の資料 (注 1) ・令 3 条に規定する使用人の一覧表(様式第 11 号) ・令 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第 13 号) ・商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) ・未登記の場合は、賃貸借契約書等所在地が確認できる書類 ・営業所内外部の写真 ・令 3 条に規定する使用人の「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」(注 2) ・令 3 条に規定する使用人の「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の証明書」(注 3)	事 実 の 発 生 後 30 日 以 内
法人の役員等 (株主等も含む) の変更 (交替、就任、退任、氏名変更等) (代表者を含む)	・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面のみ) ・商業登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) ・役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第 12 号) ・役員等の一覧表(許可申請書の別紙一) ・株主 (出資者) 調書(様式第 14 号) ※今回、新たに役員等に就任の方がいる場合、以下の書類も併せて提出下さい。(以前より役員等であった方に変更があった場合は以下の書類は不要です。) また、誓約書 (様式第 6 号) は役員個人ではなく、会社名で署名して下さい。 ・誓約書(様式第 6 号) ・「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」(注 2) ・「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の証明書」(注 3) ※H27. 4. 1 以降に株主等に変更があった場合、上記の提出書類のうち、「商業登記簿の謄本(履歴事項全部証明書)」、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」、「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の証明書」は不要です。また、役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第 12 号)については、賞罰及び署名は不要です。	
個人事業主の氏名の変更 (婚姻等)	・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面のみ) ・戸籍抄本または住民票の抄本	
営業所の代表者、支配人 (令 3 条の使用人) の変更 (交替、就任、退任)	・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面+第 2 面) ・誓約書(様式第 6 号) ・令 3 条に規定する使用人の一覧表(様式第 11 号) ・令 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第 13 号) ・「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」(注 2) ・「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の証明書」(注 3) <個人事業者の場合> ・履歴事項全部証明書 (支配人登記)	
営業所の代表者、支配人 (令 3 条の使用人) の氏名の変更 (婚姻等)	・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面のみ) ・戸籍抄本または住民票の抄本	
電話番号、郵便番号の変更	・変更届出書(様式第 22 号の 2) (第 1 面のみ) (法律上の届出義務はありませんが、許可事務の必要上届出をお願いします。)	

- (注1) 「常勤の資料」には、標準報酬決定通知書（写）、又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写）等を添付して下さい。なお、個人事業の事業主分については必要ありません。
※健康保険被保険者証（写）を常勤の資料として提出することは出来ません。
 ※上記資料に加えて、現住所の確認資料の提出を求める場合があります。
- (注2) 各法務局・地方法務局戸籍課で申請提出日3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。（証明事項は一番目にチェックをして下さい。）なお、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。
- (注3) 本籍地の市町村役場で申請提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出して下さい。（ただし、外国人登録者は、住民票を持参下さい。）

(2) 許可の申請が必要な場合

ア 許可の有効期間は5年間です。許可を継続したい方は、有効期間の切れる30日前までに更新の許可申請書を提出して下さい。（更新手数料は、一般・特定各々につき、県証紙5万円）

イ 次の場合は、高知県知事に許可の申請書を提出して下さい。（業種追加手数料は、一般・特定各々につき県証紙5万円。新規許可手数料は、県証紙9万円。）

(1) 現在受けている一般（特定）の許可に他の業種を追加したいとき	業種追加
(2) 一般の許可を受けている業種を特定の許可に変更したいとき	般特新規
(3) 特定の許可を受けている業種を一般の許可に変更するとき （その業種についての特定許可の廃業届を提出して下さい。）	般特新規
(4) 許可を受けている個人業者が、法人（有限会社、株式会社等）になったとき（※個人の許可は廃業届を提出して下さい。）	新規（法人として）

ウ 次の場合は、別の許可行政庁に新規許可の申請書を提出して下さい。

(1) 他の都道府県にも建設業を営む営業所を設ける場合	国土交通大臣
(2) 高知県内の営業所を廃止し、他の一つの都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合	他の都道府県知事

大臣許可 複数の都道府県に建設業を営む営業所を置く場合

知事許可 一つの都道府県の区域内にのみ建設業を営む営業所を置く場合

(3) 標識の掲示（法第40条）

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場ごと（発注者から直接請け負ったものに限る）に、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければなりません。

様式第二十八号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 知事許可（ ）第 号	
	この店舗で営業 している建設業			
40cm以上				

記載要領

「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

様式第二十九号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
	許可年月日			
35cm以上				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
 - 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
 - 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
 - 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
 - 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣
知事」については不要のものを消すこと。

(4) 廃業届出が必要な事項

次の事項に該当した場合は、届出者が廃業届（様式第 22 号の 4）と添付書類を 2 部（正 1 部、副 1 部）ご提出下さい。

廃業届を提出する際は、余白部に担当者の氏名及び連絡先を記載してください。

届出事由	届出者	添付書類	事実発生後 30日以内
1 個人の事業主が死亡したとき	その相続人	戸籍謄本（個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることを確認できるもの）	
2 法人が合併により消滅したとき	その役員であった者	当該法人の役員であったことを確認できる解散登記後の閉鎖事項全部証明書	
3 法人が破産手続開始決定により解散したとき	その破産管財人	破産管財人であることを確認できる商業登記簿の謄本又は裁判所命令書	
4 法人が解散したとき	その清算人	当該法人の清算人であることを確認できる履歴事項全部証明書	
5 許可を受けた建設業を廃止したとき （一部業種の廃止も含む）	法人であるときはその役員 個人であるときはその者	なし※	

※経營業務の管理責任者あるいは営業所技術者がいなくなったことに伴う廃業の場合は、下記にある届出書（様式第 22 号の 3）も併せてご提出下さい。

< 届出書が必要な事項 >

次の事項に該当した場合は、右の欄に示す期間内に届出書（様式第 22 号の 3）を 2 部（正 1 部、副 1 部）ご提出下さい。

1 経營業務の管理責任者がいなくなったとき	事実発生後 2 週間以内
2 営業所技術者がいなくなったとき	
3 欠格要件に該当したとき （法第 8 条第 1 号及び第 7 号から第 14 号まで）	

5 許可の証明書の発行について

許可の証明書が必要な方は建設業許可証明申請書をご提出ください。
持参される場合は、本人確認書類が必要です。代表者本人又は従業員であることが確認できない場合は、その場で証明書を発行できない場合がありますのでご注意ください。
建設業許可証明申請書は土木政策課のホームページよりダウンロードできます。

提出先 高知県土木部土木政策課 建設業振興担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
手数料 420円（県証紙）

6 請負契約の締結（法第18条、第19条）

建設工事の請負契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて公正な契約をし、信義に従って誠実にこれを履行しなければなりません。

契約の締結に際しては、次に掲げる事項を記載した書面（契約書）に、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 前金払又は出来形払をする場合は、その支払の時期及び方法
- ⑥ 工期変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法
- ⑦ 天災等の不可抗力による工期変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- ⑧ ー1 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
ー2 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担
ー3 注文者が資材を提供し、又は建設機械等を貸与するときは、その内容及び方法
- ⑨ 注文者が完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑩ 工事完成後の請負代金の支払の時期及び方法
- ⑪ 工事目的物の瑕疵担保責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑫ 履行遅滞その他債務の不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑬ 契約に関する紛争の解決方法

※ 契約書を双方が一部ずつ持つ形態が基本ですが、以下の形態も認められます。

なお、その場合も上記事項の記載は当然必要です。

イ. 基本契約書を締結した上で、個別の取引に当たっては注文書・請書を交換する。

ロ. 基本契約約款を添付又は印刷した、注文書・請書を交換する。

※ 一定規模以上の解体工事等、建設リサイクル法の対象工事の場合は、以下の4項目も加えて記載する必要があります。

- ① 分別解体等の方法 ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化するための施設の名称・所在地 ④ 再資源化等に要する費用

7 工事現場における技術者の配置（法第26条）

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、法第26条の3に該当する場合を除き、元請負人、下請負人又は一般、特定の許可の別、請負金額にかかわらず、その工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる「主任技術者」を置かなければなりません。また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、一定額以上の下請契約を締結して施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

なお、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が一定額以上の場合は、元請・下請にかかわらず、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で置かなければなりません。

またその場合、専任で置かなければならない監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を受講した者でなければなりません。

※主任技術者の配置が免除される場合

特定専門工事（下請代金の合計額が 4,500 万円未満の鉄筋工事及び型枠工事）については元請負人及び下請負人の合意により、元請負人の主任技術者が下請負人の主任技術者の行うべき職務を併せて行う場合は下請負人の主任技術者の配置は要しません。この場合、合意は書面により行い、元請負人の主任技術者は当該特定専門工事に関し 1 年以上の指導監督的な実務の経験を有する者で、当該特定専門工事の現場に専任で置かれる必要があります。

【建設業法における工事現場の技術者制度

許可業種		指定建設業（7 業種）			指定建設業以外（左以外の 22 業種）		
		土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園			大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の区分		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約の合計額		5,000 万円以上（建築一式 8,000 万円）	5,000 万円未満（建築一式 8,000 万円）	5,000 万円（建築一式 8,000 万円）以上は契約できない	5,000 万円以上	5,000 万円未満	5,000 万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	配置すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国交大臣特別認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業＋実務経験者（3 年又は 5 年） ③実務経験者（10 年）		①一級国家資格者 ②指定検定種目の第一次検定又は第二次検定の合格証明書＋実務経験者（3 年又は 5 年） ③指導監督的な実務経験 ④1 級技士補（監理技術者補佐のみ）	①一級・二級国家資格者 ②指定検定種目の第一次検定又は第二次検定の合格証明書＋実務経験者（3 年又は 5 年） ③指定学科卒業＋実務経験者（3 年又は 5 年） ④実務経験（10 年）	
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数のものが利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合 9,000 万円）以上となる工事）に配置される場合					
	監理技術者資格者証等	専任を要する場合は必要	不 要		専任を要する場合は必要	不 要	

※ 専任を要する監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから専任しなければなりません。（法第26条第4項）
また、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。
（法第26条第5項）

※ 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事とは、1件の請負代金の額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）の工事で次に掲げるものが該当し、個人住宅を除いた殆どの工事が対象となっています。

ア 国又は地方公共団体が注文者である工事

イ 鉄道、道路、橋、河川、上下水道、電気又はガス事業用施設等に関する工事

ウ 学校、集会場、工場、病院、事務所、ホテル、百貨店、共同住宅等に関する工事

8 建設業許可と浄化槽工事業

（1）土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けた者が、浄化槽工事業を開始する場合には、浄化槽工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事に、浄化槽法に基づく届出をしなければなりません。

（2）軽微な工事（建設業許可が必要ない工事）のみを請け負い、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けずに浄化槽工事業を営もうとする者は、浄化槽工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事に、浄化槽法に基づく登録をしなければなりません。

（3）浄化槽法に基づく届出及び登録についても、

高知県土木部土木政策課 建設業振興担当

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

TEL 088-823-9815 で担当しています。

9 建設業許可と解体工事業

（1）軽微な工事（建設業許可が必要ない工事）のみを請け負い、土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けずに解体工事業を営もうとする者は、解体工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事に、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく登録をしなければなりません。

（2）建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録についても、

高知県土木部土木政策課 建設業振興担当

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

TEL 088-823-9815 で担当しています。